

**国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、
税額が軽減できる場合があります。**

日本年金機構が「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、「公的年金源泉徴収票」を送付します。確定申告や年末調整の際に必要となりますので、大切に保管してください。

● **社会保険料控除証明書** (20歳から60歳まで国民年金を納付の方)

令和6年 1月1日から 9月30日までの納付分 ▶ 令和6年10月下旬から11月上旬に順次発送
令和6年10月1日から12月31日までの納付分 ▶ 令和7年 2月上旬に発送予定

控除証明書再発行
専用ダイヤル

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時/第2土曜日 午前9時30分～午後4時

● **公的年金源泉徴収票**

令和6年度中に国民年金等を受給した方 ▶ 令和7年1月中旬以降発送予定

源泉徴収票再発行
専用ダイヤル

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

月曜日 午前8時30分～午後7時/火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分/第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※再発行には時間がかかる場合がありますので、早めにお問い合わせください。

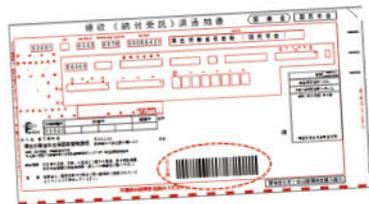
※お問い合わせの際は、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かるものをご準備ください。

いつでもどこでもスマートフォンアプリで納付できます!

国民年金保険料は、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済でも納付ができます。**10月からAEON Payが追加**になりました。

● **ご利用に必要なもの**

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ



● **対象決済アプリ**

auPAY



d払い



PayPay



楽天ペイ



PayB*



LINE Pay



AEON Pay



※PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む。

詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご覧ください。

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 控除証明書 ②番▶②番/源泉徴収票 ①番▶②番
村民課 ☎966-1205